

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」骨子(案)

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 23 年法律第 95 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する国及び地方公共団体の施策を総合的に推進するための基本的事項を次のように定める。

この基本的事項は、高齢化の進展が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、すべての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及びその関係者との連携を図り、歯科口腔保健の推進に関する国及び地方公共団体の施策を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。

第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

1. 口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小

- ・口腔の健康の保持・増進が健康で質の高い生活を営むうえで基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健の推進を通じて、国民保健の向上に寄与する。
- ・歯科疾患の発症のリスクが高い集団に対する取組と環境を整備して生活習慣の改善等ができるようにする取組を組み合わせることにより、口腔の健康の保持・増進を実現する。
- ・口腔の健康の保持・増進は、個人が主体的に取り組む課題であるが、個人の行うケアに加え、家庭、地域、職場、医療機関(病院歯科・歯科診療所を含む)等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、さらに歯科専門職が行うケアも組み合わせることで、口腔の健康の保持・増進及び歯科口腔保健に関する健康格差の縮小を実現する。
- ・口腔の健康の保持・増進及び歯科口腔保健に関する健康格差の縮小のための取組を適切かつ効果的に行うために、ライフステージごとの特性等を踏まえることが重要である。
- ・口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小のために、平成元年(1989年)より、日本人の平均寿命である 80 歳で 20 本以上の歯を残すことをスローガンに取り組んできた「8020(ハチマルニイマル)運動」は引き続き推進する。

2. 歯科疾患の予防

- ・う蝕や歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、歯科疾患の成り立ちや予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を推進する。

3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・向上及び低下の軽減
 - ・食べる喜び、話す楽しみ等の QOL(生活の質)の向上を図るためには、口腔機能の獲得・向上及び低下の軽減が重要である。
 - ・高齢期においては、摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすく、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期(高等学校を含む。)にかけて、良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口腔機能の向上及び低下の軽減を図っていくことが重要である。
 - ・口腔機能の獲得・向上及び低下の軽減を図るには、口腔機能に影響を与える習癖等の除去等を歯科保健指導等により促進することが重要である。

4. 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者
 - ・障害者、介護を必要とする高齢者その他の者で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をしたうえで歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を推進していく必要がある。

5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
 - ・歯科口腔保健に携わる人材の育成を推進していく必要がある。
 - ・ライフステージごとの特性等に応じた多様な歯科口腔保健を推進するために、地方公共団体に歯科専門職を配置することが望ましい。
 - ・歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくために、口腔保健支援センターを設置することが望ましい。
 - ・歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る検診を受けることの勧奨を行う。

第二 歯科口腔保健を推進するための目標、計画に関する事項

1. 目標、計画設定と評価の考え方
 - ・歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能な具体的目標を設定することを原則とする。
 - ・アウトカムとしての目標と、その目標を実現するためのプロセスとしての計画を設定する。
 - ・「歯科疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・向上及び低下の軽減」のための目標、計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。
 - ・対象期間を10年に設定した上で必要な目標、計画を設定する。
 - ・歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、最終年度に再度評価を行うことにより、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映できるようにする。

2. 歯科口腔保健を推進するための目標

(1) 口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に関する目標

- ・ 口腔の健康の保持・増進
- ・ 歯科口腔保健に関する健康格差の縮小

(2) 歯科疾患の予防における目標、計画

① 乳幼児期

【目標】 ・ 健全な歯・顎骨の成長・育成(う蝕のない者の割合の増加)

【計画】 ・ 普及啓発(歯科疾患、口腔の外傷等に関する知識)

・ 歯科保健指導の実施(う蝕予防のための食生活、発達の程度に応じた歯口清掃等)

・ う蝕予防方法(フッ化物、小窩裂溝填塞法(シーラント)、定期的な歯科検診等)

・ その他

② 学齢期(高等学校等を含む)

【目標】 ・ 口腔の状態の向上(う蝕のない者の割合の増加、歯肉炎のない者の割合の増加、歯牙障害件数の割合の減少)

【計画】 ・ 普及啓発(歯科疾患、口腔の外傷等に関する知識)

・ 歯科保健指導の実施(う蝕予防のための食生活、歯口清掃等)

・ う蝕予防方法(フッ化物、小窩裂溝填塞法(シーラント)、定期的な歯科検診等)

・ 歯周病予防方法(歯口清掃、定期的な歯科検診等)

・ その他

③ 成人期(妊産婦を含む)

【目標】 ・ 健全な口腔状態の維持(歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少、進行した歯周炎を有する者の割合の減少、未処置歯を有する者の割合の減少、喪失歯のない者の割合の増加)

【計画】 ・ 普及啓発(歯周病と糖尿病・喫煙・早産等の関係性、口腔がん等に関する知識)

・ 歯科保健指導の実施(う蝕予防のための食生活、歯口清掃等)

・ う蝕予防方法(フッ化物、定期的な歯科検診等)

・ 歯周病予防方法(歯口清掃、定期的な歯科検診等)

・ 生活習慣の改善(禁煙支援)

・ その他

④ 高齢期

【目標】 ・ 歯の喪失防止(進行した歯周炎を有する者の割合の減少、自分の歯を有する者の割合の増加、未処置歯を有する者の割合の減少)

【計画】 ・ 普及啓発(根面う蝕、口腔がん等に関する知識)

・ 歯科保健指導の実施(う蝕予防のための食生活、歯口清掃等)

- ・う蝕予防方法(フッ化物、定期的な歯科検診等)
- ・その他

(3) 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・向上及び低下の軽減における目標、計画

① 乳幼児期、学齢期(高等学校等を含む)

【目標】 ・口腔機能の獲得(不正咬合等が認められる者の割合の減少)

【計画】 ・普及啓発(口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識)
 ・歯科保健指導の実施(口腔機能獲得に影響を及ぼす習癖等の除去、食育等)
 ・その他

② 成人期、高齢期

【目標】 ・口腔機能の回復・向上及び低下の軽減(咀嚼に支障がある者の割合の減少)

【計画】 ・普及啓発(口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識)
 ・歯科保健指導の実施(歯口清掃、入れ歯の手入れ、食育等)
 ・口腔機能の回復・向上に関する取組の推進
 ・その他

(4) 定期的な歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者における目標、計画

① 障害者・要介護高齢者

【目標】 ・【P】 定期歯科検診の実施率の増加

※平成23年度厚生労働科学研究(特別研究)により記載予定

【計画】 ・【P】 ○○に関する実態把握(上記厚労科研で対応可能か)

・普及啓発(歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識)
 ・その他

(5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標、計画

【目標】 ・歯科口腔保健の推進体制の整備(歯科検診を受診した者の割合の増加、う蝕の地域格差の縮小、歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加)

【計画】 ・歯科に係る検診の勧奨、実施体制の整備
 ・口腔保健支援センターの設置
 ・歯科口腔保健法に基づく基本的事項の策定
 ・医療計画に歯科医療機関の位置付けを記載
 ・歯科専門職の配置、地域歯科口腔保健の推進のための人材の確保及び育成
 ・歯科医師、歯科衛生士、医師、看護師、准看護師、保健師、薬剤師

- 師、管理栄養士、栄養士、介護福祉士等の研修の充実
- ・その他

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する基本的な事項

1. 歯科口腔保健の基本的事項の目標、計画の設定と評価
 - ・都道府県は歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。
 - ・都道府県及び市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた目標、計画を勘案してかつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標、計画等を設定し、定期的に評価及び改定を実施するよう努めるものとする。
2. 目標、計画策定の留意事項
 - ・地域の歯科口腔保健の状況を把握するよう努めるものとする。
 - ・ライフステージの区分等は、国が策定する基本的事項を参考に、地域の実情を踏まえて設定することが望ましい。
 - ・地域の連携体制にのっとりした歯科口腔保健の推進計画を策定するよう努めるものとする。
 - ・基本的事項の策定に当たっては、大学等研究機関及び地域住民等と連携するよう努めるものとする。

第四 調査及び研究に関する基本的な事項

1. 調査の実施及び活用
 - ・国は、歯科口腔保健を推進するための目標、計画を適切に評価する観点から、歯科疾患実態調査等の企画については、その時期に配慮して5年毎に実施する。
 - ・国、地方公共団体等は、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、学校保健統計調査、健康診査、保健指導、診療報酬明細書その他の各種統計等を基に、個人情報保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用する。
 - ・地方公共団体等は、各種統計等から得られた情報を、個人の歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めるものとする。
 - ・国は各地域で行われている施策等を把握し、情報提供するよう努めるものとする。
2. 研究の推進
 - ・国及び地方公共団体は、国民の歯科口腔保健の状況に応じて、口腔の状態と全身の健康との関係、歯科疾患と生活習慣との関係、歯科口腔保健と医療保険との関係等についての研究を推進し、その研究結果を的確かつ十分に情報提供するものとする。

- ・国は、科学的根拠にもとづく歯科口腔保健を推進するために、歯科口腔保健に関するデータベースを構築するよう努めるものとする。
- ・地方公共団体は、地域における歯科口腔保健の状況を把握するために、歯科口腔保健に関するデータベースを構築するよう努めるものとする。

第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

1. 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

- ・情報提供はマスメディア、ボランティア、産業界、学校教育等多様な経路を活用し、かつ、その内容は科学的知見に基づき分かりやすく、取組に結びつきやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。
- ・生活習慣に関する正しい知識の普及に当たっては、家庭、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めることができるよう工夫する。
- ・情報提供に当たっては、特定の内容が強調され、誤った情報として伝わることのないよう留意する。

2. 歯科口腔保健の推進を行う者間における連携および協力に関する事項

- ・医科・歯科の連携（特に、口腔・顎・顔面の発育不全を有する者、糖尿病を有する者、禁煙を希望する者、妊産婦、周術期管理が必要な者等において）を図ることが望ましい。
- ・歯科専門職、医師、看護師、准看護師、保健師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、介護福祉士、地域保健担当者、学校保健担当者等が連携し、情報共有することが望ましい。
- ・医療保険者、医療機関（病院歯科、歯科診療所を含む）、保健所、市町村保健センター、教育関係機関、児童相談所、マスメディア、企業、ボランティア団体等は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するとともに、これら関係機関等から構成される中核的な推進組織を設置する等、互いに連携して、歯科口腔保健を推進することが望ましい。
- ・特に、障害者・要介護高齢者においては、高次医療機関と地域の歯科診療所等の連携と役割分担を図ることが望ましい。